

許すな! 児童虐待

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害します。通報対象が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」まで拡大されています。虐待を受けていると思われる子どもを見かけたら、すぐに通報をお願いします。

●通報・問い合わせ

- ・児童課 内線145
 - ・知多児童相談センター
- ☎0569-22-3939



児童 福祉週間



●問い合わせ 児童課 内線144

平成27年度「児童福祉週間」標語最優秀作品

世界には 君の輝く 場所がある

子どもたちが健やかに育つには、家庭や地域で豊かな愛情に包まれながら夢と希望をもって、個性豊かにたくましく育つ社会をつくるのが重要です。子どもたちがそれぞれの意志で新しい未来を築いていく取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備することも求められています。

昭和22年から、毎年5月5日「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及、啓発に取り組んでいます。

親が安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみを感じられ、子どもが親や地域の愛情を感じてのびやかに育つまちを目指します。

子育て支援制度

●申請・問い合わせ 児童課 内線145

■子育て支援ヘルパー派遣

妊婦または乳幼児の母親が疾病などにより家事や育児が困難な場合に、援助を行うヘルパーを派遣します。

●対象

町内に住所を有する妊婦または母親が次のいずれかに該当し、家事や育児を行うことが困難で、日中にこれらの方を援助する方がいない世帯

- ・妊婦が切迫流産などの妊娠に起因する疾病のため、医師の診断により療養が必要と認められる場合
- ・母親が出産後の育児ノイローゼ、うつ病、その他の傷病などのため、継続的な支援が必要と認められる場合
- ・保育園などに就園していない満3歳未満の乳幼児を3名以上養育している場合
- ・保育園などに就園していない満3歳未満の多胎児を養育し

ている場合

●内容

- ・家事に関する援助(調理、掃除、生活必需品の買い物など)
- ・育児に関する援助(授乳の手伝い、オムツ交換、もく浴の介助など)
- ・生活や育児に関する相談

●派遣時間

原則として3か月以内
平日午前8時～午後6時の間で1日4時間以内(月30時間まで)

●派遣費用 180円/1時間

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方には減免制度あり

■子育て短期支援事業

保護者が病気・その他の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童などを児童福祉施設で一時的に養育・保護する制度です。

●対象

町内在住の18歳未満の児童、母子などで次のいずれかに該当する場合

- ・保護者が社会的理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事への参加)により、家庭での養育が一時的に困難となる状態
- ・夫の暴力などにより緊急一時的に保護を必要とする状態

●利用期間 原則として7日以内

●負担額

区分	負担額 (1人1日につき)
2歳未満の児童および慢性疾患の児童	5,350円
2歳以上の児童(慢性疾患の児童を除く。)	2,750円
18歳未満の児童の母など	750円

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方には減免制度あり